

1. 多面的機能とは

農業・農村は、米や野菜などの生産のほか、私たちの生活に色々な『めぐみ』をもたらしています。この『めぐみ』を「農業・農村の有する多面的機能」と呼んでいます。

例えば、水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育み、また、美しい農村の風景は、私たちの心を和ませてくれるなど大きな役割を果たしています。

これらの『めぐみ』は国民全体に及んでおり、お金で買うことはできない大変貴重なものです。しかし、近年では農村地域の過疎化、高齢化などが進み、地域の共同活動によって支えられていた『めぐみ』が失われつつあります。

ふるさとの『めぐみ』を守るため、高知県では、「多面的機能支払交付金」によって、地域の共同活動を支援し、農用地や農道、水路など地域資源の保全に取り組んでいます。

2. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は「2階建て」で構成されています。

1階部分の『農地維持支払』では、水路の泥上げや農道の草刈りなど基礎的な保全活動に取り組みます。また、追加で選択できる2階部分の『資源向上支払（共同）』では、非農業者と一緒に施設の軽微な補修、生態系保全、景観形成といった農村環境保全活動などに取り組みます。同様に『資源向上支払（長寿命化）』では、老朽化が進んだ施設の補修・更新に取り組みます。

※対象となる農用地や施設の条件、交付金額などの詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。



3. 活動組織の設立と運営

本交付金による活動を行うためには、まず農業者や非農業者で構成される活動組織を設立する必要があります。

組織設立後は、毎年度総会等を開催し、実施に関する事項を決定します。総会開催前には開催日時や場所の案内、開催後には決定事項のお知らせを活動組織の構成員全員へ行ってください。

合意形成 4つのポイント

1. 総会等の開催を全員にお知らせする
2. 活動内容について毎年度話し合う
3. 話し合いの記録を作る
4. 決まった内容を書面で全員にお知らせする

○活動組織での合意形成（総会等）の手順

チェックしながら
すすめましょう



役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

・役員は総会等で話し合う内容（議事）の資料作成を行います。



構成員全員に総会等の開催を事前に書面でお知らせします。

・欠席者からは委任状をもらいます。

・構成員に団体が含まれる場合は、団体内の意思決定を行います。

令和〇年〇月〇日
構成員各位
<input type="checkbox"/> 活動組織 代表〇〇
令和〇年度総会について
開催日：〇月〇日



総会等を開催します（毎年度1回以上）

※成立には過半数の構成員の出席が必要です！

話し合う内容

- ・毎年度の活動計画
- ・毎年度の実施状況報告
- ・収支決算
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答

話し合い

議決



委任状

令和〇年〇月〇日
住所： 氏名：



総会等で決まったことなどを議事録（メモ）にまとめます。

・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など

令和〇年〇月〇日
令和〇年度総会 議事録
開催日：〇月〇日
開催時間： 開催場所： 出席者：〇名
議決の結果： 議事録署名人：〇〇、〇〇



総会資料（話し合った事項）と議事録（決定事項が分かる文書）を構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

※欠席者にも必ずお知らせしましょう。



活動に対する理解を得て、

円滑な組織運営を行いましょ！



4. Q&A

Q1：活動を開始するため、活動組織を設立したいのですが、何をすれば良いでしょうか。

A：活動組織の設立や活動内容については各種要件が定められていますので、まずは最寄りの市町村へご相談いただき、詳細をご確認ください。

Q2：活動組織の意思決定については、総会等を開催し、議決を行う必要がありますか。

A：活動組織の意思決定等を適切に行うため、総会や議決方法等については活動組織規約に取り決め、これに基づいて実施する必要があります。

Q3：活動組織の意思決定において、代議員制度を採ることはできますか。

A：活動組織の意思決定は、構成員から成る総会の議決により行う必要があります。議決方法については、①出席した構成員からそれぞれ1票による議決、②あらかじめ各集落及び団体に議決を行った後、それぞれの団体等の代表の1票により議決する代議員制度を採ることができます。

5. 活動事例

○日高村水と環境を守る会（日高村）

日高村水と環境を守る会は、H25年に活動を開始した村内1組織の活動組織です。

当時、ほ場整備事業で整備された農地を管理していた日下・加茂土地改良区の解散にともない、農地の適切な維持・管理と周辺の農村環境を守るために住民で話し合い、14の用排水組合、自治会、女性の会、老人クラブ、消防団、NPO法人等、地域住民も参加する体制をつくりました。組織では独自に事務員を雇用し、構成員の事務負担軽減を図っています。

活動は農道の草刈り、水路の泥上げなどのほか、稲刈り後の田んぼや遊休農地を活用して「花いっぱい運動」として地域住民や福祉施設と協力して村花のコスモスの種まきを行い、開花期に花見のイベント「コスモスまつり」を開催しています。

コスモスまつりは、村内外から約1,000人を集める村の一大イベントに成長し、特産の高糖度トマトをPRする「日高村オムライス街道」と合わせて、村の活性化につながっています。

また、このイベントに村ぐるみで取り組むことで、農地保全に対する住民意識が醸成され、活動の充実にもつながっています。



○問い合わせ先

高知県 農業振興部 農業政策課 事業推進担当

088-821-4511